

熊本県警察体育及び術科訓練実施要綱の制定について (通達)

平成 14 年 4 月 10 日

熊教第 182 号

【概 要】

本要綱は、警察職員の気力・体力の錬成及び術科技能の向上を図るため、体育及び術科訓練の実施について必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

術科の種目

体育及び術科訓練推進責任者の指定及び任務

指導官等の配置

術科訓練等の種別

柔道、剣道及び逮捕術の単位履修制度

等である。